

令和4年2月28日招集

第11回佐渡市農業委員会総会 議事録

佐渡市農業委員会

令和3年度 第11回佐渡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月28日(月) 午後1時30分から午後3時10分まで

2. 開催場所 金井コミュニティセンター 大会議室

3. 出席委員 : (23名)

1. 酒井 敏行	2. 古城 富久	3. 渡邊 秀一	4. 坂本 孝明
5. 西尾 啓	6. 渡邊 実	7. 佐藤 洋子	8. 半田 充
9. 渡部 明弘	11. 外内 豊明	12. 佐々木 隆正	13. 柴原 壽美雄
14. 佐藤 洋子	15. 矢渡 健一	16. 佐々木 尚治	17. 中川 治
18. 本間 隆	19. 池 克博	20. 古屋野 勝	22. 濱田 嘉夫
21. 土屋 七司	23. 金田 勝廣	24. 山本 利雄	

4. 欠席委員 : (1名) 10. 内田 正一

5. 傍聴者 : (なし)

6. 議事日程

(1) あいさつ

(2) 議件

1) 農地部会所掌案件

- ・ 農地法の適用を受けない事実確認願について
- ・ 非農地通知書の発行について
- ・ 非農地通知書の取消しについて
- ・ 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 農地法第3条の規定による許可申請の取消しについて
- ・ 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の認定について
- ・ 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 農用地利用集積計画について
- ・ 農用地利用配分計画(案)に対する意見について

協議・報告事項

- ・ 農地の転用事実に関する照会について
- ・ 農地法第18条の規定による通知について
- ・ 認定農業者について

2) 議案第1号

- ・ 佐渡市農業委員会会長専決処理規程の制定について

3) 予備提起

- ・ 新年度実施予定の巡回農事相談事業の実施日程について

(3) その他・連絡事項

- ・ 代表者会議の報告について

- ・ 職員の懲戒処分に係る専決処理の報告について
- ・ 農地所有適格法人の審査について
- ・ 各選任委員より連絡事項について
- ・ 会務報告・予定について
- ・ その他

7. 農業委員会事務局出席職員

局長 齊藤 修 次長 土屋 一裕 係長 野虻 雅博 係長 伊藤 雅之
主任 山本 豊

8. 会議の概要

局長	ただいまから、令和3年度第11回定例総会を開催いたします。はじめに、山本会長からごあいさつをお願いいたします。
山本 会長	(会長 あいさつ)
局長	ありがとうございました。本日の、欠席の通告について報告いたします。10番内田委員、以上1名です。佐渡市農業委員会会議規則第6条の規定により定足数を満たしており、本総会が成立していることをご報告いたします。なお、総会の議長は、佐渡市農業委員会会議規則第4条の規定により、山本会長からお願いします。
議長	ただいまから、令和3年度第11回佐渡市農業委員会定例総会を開催します。日程第1、議事録署名委員の選任についてお諮りいたします。議事録署名委員については議長一任で異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議ありませんので、議事録署名委員に19番池委員、20番古屋野委員を指名いたします。日程第2、議事に入ります。農地部会所掌案件の審議をおこないます。2月18日に開催された農地部会審議について、佐々木農地部会長から概要報告をお願いします。
佐々木 部会長	2月分の農地部会を18日に開催し、部会案件を予備審査いたしました。その結果、事務局より提出された全議案を許可相当とし、総会に上程することといたしました。また現地確認については各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員に調査依頼いたしました。以上です。
議長	ありがとうございました。最初に、「農地法の適用を受けない事実確認願について」を議題といたします。事務局から一括して説明願います。
事務局	(事務局 説明)
議長	次に、議案番号1号より順に、各担当委員の審査報告を求めます。

3 渡邊 秀一	議案番号1について、12月23日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしく申し上げます。
4 坂本 孝明	議案番号2について、12月22日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしく申し上げます。
2 3 金田 勝廣	議案番号3について、12月22日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしく申し上げます。
1 1 外内 豊明	議案番号4と5について、2月22日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしく申し上げます。
1 3 柴原壽美雄	議案番号6について、2月25日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしく申し上げます。
1 7 中川 治	議案番号7、8について、12月24日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしく申し上げます。
2 0 古屋野 勝	議案番号9から11について、1月24日に農業委員及び推進委員、事務局とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしく申し上げます。
議 長	ただいまの事務局の説明及び各担当委員の審査報告について、ご意見、ご質問はありませんか。 (意見、質問なし)
議 長	ありませんので承認とし、証明書を発行することといたします。ここで、事務局より追加議案の上程がありますので、議案とすることにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議ありませんので議題とし、事務局から説明願います。
事務局	(事務局 説明)
議 長	次に、担当委員の審査報告を求めます。
1 7 中川 治	議案番号1から4について、農業委員及び推進委員とで現地を確認しました。非農地の基準を満たしていますのでご審議よろしく申し上げます。
議 長	それでは、審議に移ります。追加議案の「非農地通知書の発行」に関する、事務局の説明及び担当委員の審査報告について、ご意見、ご質問はありませんか。

	(意見、質問なし)
議 長	ありませんので承認とし、通知書を発行することといたします。ここで、事務局より追加議案の上程がありますので、議案とすることにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	ご異議ありませんので議題とし、事務局から説明願います。
事務局	(事務局 説明)
議 長	次に、担当委員の審査報告を求めます。
8 半田 充	この議案について、取消ししても問題ないと思われまますのでご審議よろしくお願 いします。
議 長	それでは、審議に移ります。追加議案の「非農地通知書の取消し」に関する、事 務局の説明及び担当委員の審査報告について、ご意見、ご質問はありませんか。
	(意見、質問なし)
議 長	ありませんので承認とし、通知することといたします。次に、「農地法第 3 条の 規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から一括して説明願 います。
事務局	(事務局 説明)
議 長	次に、議案番号 1 号より順に、各担当委員の審査報告を求めます。
5 西尾 啓	議案番号 1 から 6 について、2 月 22 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を 確認しました。適正に管理されていまして。農地法第 3 条第 2 項各号には該当せ ず許可基準を満たしています。
1 1 外内 豊明	議案番号 7 について、12 月 21 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認し ました。適正に管理されていまして。農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可 基準を満たしています。
1 2 佐々木隆正	議案番号 8 について、1 月 27 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認し ました。適正に管理されていまして。農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可 基準を満たしています。
1 7 中川 治	議案番号 9 について、1 月 27 日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認し ました。適正に管理されていまして。農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず許可 基準を満たしています。

議 長	<p>ただいまの事務局の説明及び各担当委員の審査報告について、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>ありませんので、許可と決定し、許可書を発行することといたします。次に「農地法第3条の規定による許可申請の取消について」を議題といたします。事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>(事務局 説明)</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>ありませんので承認することといたします。次に、「農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の認定について」を議題といたします。事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>(事務局 説明)</p>
議 長	<p>次に、各担当委員の審査報告を求めます。</p>
8半田 充	<p>No.158 と 159 について、2月22日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。1a設定の基準を満たしておりましたのでご審議よろしくお願います。</p>
18本間 隆	<p>No.160 について、12月24日に農業委員、推進委員、事務局で現地を確認しました。1a設定の基準を満たしておりましたのでご審議よろしくお願います。</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明及び各担当委員の審査報告について、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>ありませんので認定することといたします。次に、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>(事務局 説明)</p>
議 長	<p>次に、担当委員の審査報告を求めます。</p>
5西尾 啓	<p>議案番号1と2について、2月22日に農業委員、推進委員、事務局とで現地を確認しました。基準を満たしておりましたのでご審議をお願いします。</p>

議 長	<p>ただいまの事務局の説明及び担当委員の審査報告についてご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>ありませんので承認といたします。ここで、事務局より追加議案の上程がありますので、議案とすることにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>ご異議ありませんので議題とし、事務局から一括して説明願います。</p>
事務局	<p>(事務局 説明)</p>
議 長	<p>それでは、追加議案の基盤強化法第 18 条の規定による「農用地利用集積計画について」審議をおこないます。相対による議案番号 1 号から 191 号について、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>ありませんので、原案のとおり決定といたします。次に、農地中間管理事業による、議案番号 192 号から 265 号について、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>ありませんので、原案のとおり決定といたします。次に、「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。事務局から一括して説明願います。</p>
事務局	<p>(事務局 説明)</p>
議 長	<p>まず、農用地利用配分計画(案)に対する意見について【JA佐渡】について審議をいたします。ここで、関係者である委員の退席を求めます。</p> <p>(委員 退席)</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>ありませんので承認とし、意見書を市長に提出いたします。</p> <p>(委員 入室)</p>
議 長	<p>次に、農用地利用配分計画(案)に対する意見について【国府川左岸土地改良区】</p>

	<p>について審議をいたします。ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>ありませんので承認とし、意見書を市長に提出いたします。次に、農用地利用配分計画(案)に対する意見について【羽茂公社】について審議をいたします。ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>ありませんので承認とし、意見書を市長に提出いたします。次に、農用地利用配分計画(案)に対する意見について【新穂村土地改良区】について審議をいたします。ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>ありませんので承認とし、意見書を市長に提出いたします。次に、農用地利用配分計画(案)に対する意見について【移転】について審議をいたします。ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>ありませんので承認とし、意見書を市長に提出いたします。つづきまして、「協議・報告事項」に移ります。「農地転用事実確認願いについて」事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>(事務局 説明)</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>ありませんので承認といたします。次に「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>(事務局 説明)</p>
議 長	<p>ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p>
議 長	<p>ありませんので受理することといたします。次に「認定農業者について」事務局から説明願います。</p>

事務局	(事務局 説明)
議長	ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。
	(意見、質問なし)
議長	ありませんので受理することといたします。以上を持ちまして農地部会所掌案件の審議は終了いたしました。続きまして、議案第1号「佐渡市農業委員会会長専決処理規程の制定について」を議題といたします。事務局から説明願います。
事務局	(事務局 説明)
議長	ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。
	(意見、質問なし)
議長	それではお諮りします。「佐渡市農業委員会会長専決処理規程」について、本日付けで制定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	ご異議ありませんので、承認とし、本日付けで制定することに決定しました。続きまして、予備提起の「新年度実施予定の巡回農事相談事業の実施日程について」を議題といたします。事務局から説明願います。
事務局	(事務局 説明)
議長	ただいまの事務局の説明について、ご意見、ご質問はありませんか。
	(意見、質問なし)
議長	ありませんので、巡回農事相談事業全体の説明は、推進委員も含めた、3月総会で行うこととし、ただいま承された日程については、各会場を仮予約することとします。日程第3「その他・連絡事項」に移ります。
	(1) 代表者会議の報告について
	(2) 職員の懲戒処分に係る専決処理の報告について
	(3) 農地所有適格法人の審査について
	(4) JA 推薦委員からの連絡事項等について
	(5) 会務報告・会務予定について

議 長	<p>(6) その他</p> <p>以上を持ちまして、本日の日程は全て終了いたします。ご協力、大変ありがとうございました。</p> <p>(会長は議長を退任)</p>
局 長	<p>委員の皆様には、慎重審議をいただきありがとうございました。それでは、閉会のあいさつを金田職務代理者からお願いいたします。</p>
金田会長職務代理者	<p>(閉会のあいさつ)</p>

以上、書記により記載したものであるが、内容を証するため署名する。

議 長 24番 山本 利雄

署名委員 19番 池 克博

署名委員 20番 古屋野 勝